

様式第1号(第4条関係)

確 認 書

三芳町と事業者 は、受領委任払となる介護サービス費について、三芳町介護サービス費受領委任実施要綱(以下「要綱」という。)の定めるところに従い、次の事項について確認する。

- 1 事業者は、次の各号の規定を遵守するものとする。
 - (1) 要介護被保険者等から介護サービス費の受領委任払いについて申出を受けたときは、介護保険被保険者証等により受任の適否を確認するとともに、受任する場合には、誠実にこれを履行するものとする。
 - (2) 当該事務処理に当たっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めるものとする。
 - (3) 住宅改修に当たっては、事前に工事内容の説明を三芳町に行い、給付対象経費及び給付見込額について三芳町の確認を得ておくものとする。ただし、介護支援専門員が代わってこれを行う場合は、事業者からの説明等を省略することができるものとする。
 - (4) 受領委任払による給付に必要な利用者負担分の領収書(給付対象経費の1割分)及び見積書、工事内訳書、着工前後の写真等の関係資料を介護サービスの種類に応じて要介護被保険者等に提供するものとする。
 - (5) サービスの提供に当たっては、他の利用者との公平性の確保に努めるものとする。
 - (6) 受領委任に関するすべてを第三者に委任してはならない。
 - (7) この受領委任に関して三芳町から必要な指示があった場合には、誠意をもってこれに従うものとする。
 - (8) 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の生命・身体財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において、要介護被保険者等に対してその損害を賠償しなければならない。
 - (9) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、当事者間で互いに協議の上、誠意をもってこの解決に努めなければならない。
- 2 三芳町は、この受領委任に関して、次の各号のいずれかに該当していると認めた場合には、介護サービス費の支払や受領委任を拒否することができるものとする。
 - (1) 受領委任に関して不正な保険請求があった場合
 - (2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合
 - (3) 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合
 - (4) 三芳町が行う指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することができないと判断した場合
- 3 この確認書により確認し難い事情が生じたとき又はこの確認書に疑義が生じたときは、両者が協議の上、決定するものとする。

この確認の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

年 月 日

三芳町 所在地 埼玉県入間郡
三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町長 林 伊佐雄 印

所在地
事業者 名称
代表者名

印